令和９年度版

保育の必要性の認定基準

退職、転職等、保護者の状況に変化があり、申請時や現況確認時から認定要件が変更・消滅すると思われる場合は至急ご連絡ください。勤め先が変わった場合は、新しい就労証明書の提出をお願いいたします。保育を必要とする事由に該当しないと分かった場合、既に交付された補助金を返金いただく可能性があります。

下記の認定基準のいずれかの項目に父母ともに（ひとり親世帯については父または母）該当すると、保育の必要性が認められ、預かり保育料補助の対象となります。**認定基準表を確認していただき、認定要件に該当する添付書類をご提出ください。**

認定基準表(８項目)

認定要件(該当者は保護者)	提出書類
就労 基本的に週３日以上かつ１日４時間以上の労働をしていること (月４８時間以上の労働)。 ※就労している方の産休・育休中も認められます　。	○企業、自治体等にお勤めの方・・・**就労証明書**（勤務先に記載を依頼）**のみ** ※就労先の代表者がご自身、親族、配偶者の場合 ・・・**就労証明書** **仕事の実態がわかるもの**（注１） **直近の収入を証明する書類**（注２）　**の３点** ※就労証明書の証明日は提出月を含めた３か月以内のものが有効です。証明日の記載がないものは無効になります。 ○自営業、フリーランスの方・・・・**個人事業就労状況申告書**（本人が記載） **自営の内容が確認できるもの**（注１） **直近の収入を証明する書類**（注２）　**の３点** （注１）仕事の実態・自営の内容が確認できる書類（下記のいずれか１点） ・法人登記簿謄本　・確定申告書　・開業届 ・ホームページ　・業務（委任・請負）契約書　・営業許可証 （注２）直近１か月分の収入を証明する書類（下記のいずれか１点） ・給与明細 ・預金通帳（表紙のコピーを含む）等
出産　出産する月をはさんで前後２ヶ月(出産月含め５ヶ月)のみ保育の必要性が認められます。	**・母子手帳の表面（母氏名の記載）と出産予定日の記載があるページ**の写し等

（裏面に続く）

疾病・障害　(保護者本人) ・入院(おおむね３カ月以上の入院が見込まれる場合) ・居宅内(常時病臥、精神性疾患で通院加療等を行っている、通院加療を行い、かつ、安静を要する場合) ・身体障害者手帳１級から３級、精神障害者保健福祉手帳１級から４級、愛の手帳１度から４度までのいずれかに該当する場合。	・疾病のかた・・・**疾病内容確認書**(担当医に記載を依頼) ・障害のかた・・・**心身・精神障害者手帳、愛の手帳の写し**
(３親等以内の親族の)　介護・看護 ・入院、通院、通所(３親等以内の親族の入院、通院、通所のため、週３日以上かつ１日４時間以上保育に当たれない場合) ・自宅介護(心身障害者手帳１級から３級、又は、精神障害者保健福祉手帳１級から４級、又は、愛の手帳１度から４度までのいずれか、または要支援１・２、要介護１から５に該当する３親等以内の親族を常時介護している場合)	**・介護・看護状況申告書** 申告書に介護・看護される方の心身・精神障害者手帳、愛の手帳、介護保険被保険者証（認定状況が記載されたもの)、ケアプラン、診断書のいずれか（写しも可）も添付してください。
災害復旧　火災等による家屋の損傷その他災害復旧のため現に保育に当たれない場合	・罹災証明書
求職　求職(起業の準備を含む)のため、昼間に外出することを常態としている場合、申請月を含む２ヶ月間のみ保育の必要性が認められる。年度内で１回の制限有。	・求職活動に係る状況申告書(本人の記入)
就学　不就労であるが、就学又は職業訓練のため現に保育に当たれない場合	在学証明書等、学校に在籍していることが分かる資料
その他 ・死亡、行方不明、拘禁等の状態にある場合 ・児童虐待を行っている若しくは再び行われる恐れがある場合又は配偶者等からの暴力等により保育に当たれない場合 ・保育が必要と区が認める場合	必要に応じた書類等 **ひとり親世帯の場合は、「ひとり親世帯の状況申告書」(申告書に添付書類も必要)を提出することで、保護者一人分の書類で認められます。**

(例)　・父親が入院中、母親が親の介護の場合・・・・・・・・・・・・父：疾病内容確認書、母：介護・看護状況申告書
　　・ひとり親の場合・・・就労証明書等の必要に応じた書類、ひとり親世帯の状況申告書